

# 財産管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款49条の定めに基づき、公益社団法人劇場演出空間技術協会(以下、「本会」という)の財産管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、本会の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く、本会の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

## (運用の基本原則)

第3条 本会の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、定款及び法令に従い、本会のために忠実に職務を執行しなければならない。

## (運用方針)

第4条 定款第48条に定める財産について、運用の目的、方法、運用可能期間等その特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

## (資金運用方法)

第5条 資金運用は、運用元本を毀損することなく、運用利回りが確定している預貯金で行うことを原則とし、預入先は信用力ある金融機関を選別するものとする。

2 前項の定め以外の方法で運用する場合は、理事会の承認を得るものとする。

## (運用のモニター)

第6条 会長は少なくとも半年に一回、次の点についてモニターを行う。

- (1) 運用方針に則した運用が行われていることの確認
- (2) 全運用資金から生じた収益の合計

## (理事会の職務)

第7条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、第10条に規定する運用方針書案を審議し議決する。

2 理事会は、資金運用を管理・監督するため運用の経過及び結果について、少なくとも年2回、又は必要に応じて会長から報告を受けるものとする。

3 理事会は、少なくとも年2回、又は必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるも

のとする。

(会長の職務)

第8条 会長は理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

- 2 会長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。
- 3 会長は通常社員総会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における運用方針書について報告するものとする。臨時社員総会においても必要と会長が判断する場合は同様とする。

(資金運用執行責任者の職務)

第9条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における運用方針書案を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について常に把握しなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- 4 資金運用担当者は、第10条に規定する運用方針書に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。
- 5 資金運用担当者がこの規程に違反する事実がないことを理事会が認めた場合には、運用の結果についての損害賠償等の責は負わないものとする。

(運用方針書)

第10条 運用方針書は、経営状況、公益事業遂行の状況、資金の使用目的、運用可能期間、並びに経済金融環境の見通し等を総合し作成しなければならない。

- 2 運用方針書は、前項の状況又は環境に重大な変化が生じた場合、事業年度中であっても必要に応じて理事会の承認を得て見直すことができるものとする。

(監事の職務)

第11条 監事は、資金運用執行責任者及び資金運用担当者の業務状況について、定期的に又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(資金運用委員会)

第12条 理事会は、財産管理運用規程や資金運用方針などの、資金運用にかかる事項全般を検討するために、資金運用委員会を設置することができる。資金運用委員会の組織、運営方法等は別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。